

ポータルサイト「すみのえ情報局」バナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 ポータルサイト「すみのえ情報局」にバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、大阪市広告掲載要綱及びポータルサイト「すみのえ情報局」バナー広告掲載要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えるおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（通知やお知らせがあるように見えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択できるように見えるもの）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）

(GIF アニメ)

第3条 GIF アニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を 2 秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を 40／100 秒以上とする。

(ポータルサイト「すみのえ情報局」との区別)

第4条 次の表現については、ポータルサイト「すみのえ情報局」のコンテンツの一部であるという誤解をユーザーに与えるおそれがあるため、禁止とする。

- (1) ポータルサイト「すみのえ情報局」と類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) ユーザーが大阪市の事業であると錯認しやすいもの。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。